消防広報車仕様書

鳥取県西部広域行政管理組合

消　　防　　局

消防広報車仕 様 書

第１　総　　則

１　この仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局（以下「発注者」という）が平成２４年度に納入する消防広報車（以下「広報車」）について定める。

２　車両はすべて新規製品とし、この仕様書に定めるもののほかすべての架装は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、緊急自動車として承認されるものであること。

３　車両概要（同等品以上とする）

（1）自動車の種別	小型自動車（５ドア）
（2）用　　途	消防緊急車仕様
（3）エ ン ジ ン	レギュラーガソリンエンジン
（4）動力駆動方式	前輪駆動車
（5）変 速 方 式	４A/T
（6）総 排 気 量	１，４９０ｃｃ以上
（7）乗 車 定 員	５名
（8）ボディーカラー	朱色（消防緊急車仕様）

４　納入台数　　１台（江府消防署配備予定）

５　協　　議

この仕様書について疑義のあるときは、発注者の指示を受けること。又、本仕様書を変更する場合は、双方協議のうえ確認の図書等をかわすこと、ただし、その費用は受注者の負担とする。

６　登録、回送納入

受注者は、下記の事項により本仕様書による完成車を納入すること。又、車両登録（リサイクル料、車庫証明含む）及び回送納入等は、経費を含めすべて受注者の責任において行うものとする。ただし自動車重量税、自賠責保険は発注者の負担とする。

（１）　納入期日　　発注者の指示した日時

（２）　納入場所　　鳥取県西部広域行政管理組合消防局

（３）　提 出 物

ア　保証書	１部
イ　取扱説明書	１部
ウ　その他当消防局の要求するもの	必要数

７　講　　習

構造及び取り扱いを、発注者と協議し実施すること。

8　検　　査

納入時に検収を行うものとする。

9　保　証

（1）納入に至るまでの間において発生した、どのような事故も受注者において責任を負うものとする。

（2）保証期間は1年間とする。又、その他については別途契約書のとおりとする。

（3）車両及び機器メーカーの保証期間が1年間を超える場合、各メーカーの保証期間とする。

（4）保証期間後であっても設計・製作及び材料不良等が瑕疵によって生じた場合は、受注者が無償で修復すること。

第2　艤　　装（同等品以上とする）

1　外部艤装

（1）赤色警光灯及びサイレンアンプ

ア　キャブ上部の赤色警光灯（ＮＦ－ＭＳ－ＶＡ２Ｍ－ＨＡ１）モーターサイレン付を設けること。（モーターサイレンの配線は別系統とする。）

イ　赤色警光灯の配線の車内引き込みに際しては、雨水等の侵入に対し耐用年数を考慮した構造とすること。

（2）泥除けを設けること。

（3）フロントワイパーは、間欠式とする。又、積雪時に視界を確保できるようリアワイパーを設けること。

（4）リアガラスに熱線を取付けること。

（5）フォグランプを取付けること。

（6）バックブザー（スイッチ付）を取付けること。

（7）サイドバイザー（Ｌ型）を取付けること。

2　内部艤装

（1）ダッシュ部に電子サイレンアンプ（ＴＳＫ－５１１１）を設け、赤色警光灯及びサイレン吹鳴、マイク放送が機能するようそれぞれに配線等を行うこと。

（2）ＣＤプレーヤーを設け、外部スピーカーから広報出来る構造とすること。

（3）後部座席は、可倒式とし、荷台部を有効に使用できる構造とすること。

（4）純正のエアコンを取付けること。

（5）消火器（ＡＢＣ６型）を取付けること。（後部荷物室）

（6）ラジオを取付けること。

（7）時計を取付けること。

（8）パワーウインドーを取付けること。（運転席、助手席）

3 車載無線機関係（デュアル型無線機）

消防専用電話装置（以下「無線機等」という。）取付け及び接続に係る艤装は次のとおりとする。又、無線機等とは無線機器一式、（アンテナ、空中線共用機等含む）送受話器、スピーカー及び AVM 装置一式とする。

（1）無線機等については、支給品を指定した場所に取付け出来るようにすること。

（2）無線機操作部・ＡＶM端末は埋め込み式とする。
（3）無線送受話器及び無線スピーカー
ア　車内無線送受話器は送受話器用架台にて１台取付け出来るようにすること。尚、送受話器用配線は６芯とする。
イ　室内用無線スピーカー（支給品）をキャビン内に取付け出来るようにすること。尚、無線スピーカー用の配線は２芯とする。
（5）無線機本体、ＡＶM装置の電源は、バッテリーより直接配線（２系統）とすること。電源スイッチ（新規品）は無線機及びＡＶM（兼用）としパイロットランプ付とする。
（6）無線機等のノイズ対策のため、電源線にノイズフィルターを取付けること。
（7）アナログ用アンテナ１本（支給品）及びデジタル用アンテナ２本（支給品）は電波障害のない位置（散光式警告灯から５０ｃm以上離す）に取付け出来るようにキャブ上部（３カ所）にアンテナ用架台を設けること。又、キャブ貫通部は逆U字パイプ（３カ所）を設け雨水等の侵入防止構造とすること。
（8）無線機本体、空中線共用器及びＡＶM制御部等は車両後部に専用の箱を設け取付け出来るようにすること。
（9）無線機等に係るキャブ内の配線は、無線配線用のフレシキブル配管内に通すこと。なお、車内の内張りは容易に配管を点検できるよう措置すること。
（10）無線機一式をそれぞれ機能するよう配線すること。又、各配線及び無線機等の施工範囲については、別紙デュアル無線機接続系統図参照のこと。（詳細については、落札業者と別途協議する。）

4　文 字 書（詳細については、落札業者と別途協議する。）
（1）車体左右に別途指示する文字を記入すること。
（2）標識灯に配備所名（江府）を黒色にて記入すること。
（3）キャブ上部に指定する対空標識を表示すること。

5　取付品及び付属品

（1）スタッドレスタイヤ（ホイール付）添付	4本
（2）タイヤチェーン（亀甲型）添付	1式
（3）スペアータイヤ取付	1式
（4）フロアーマット取付	1式
（5）非常停止板添付	1式
（6）車輪止め（ゴム製）添付	2個
（7）工具添付	1式

デュアル無線機接続系統図（鳥取県西部消防局）

※赤線・赤枠部分は、車両側艤装部分とする。

※黒線部分は、無線機取付側施工部分とする。

※青線部分は、配線を送付し車両側にて施工する。

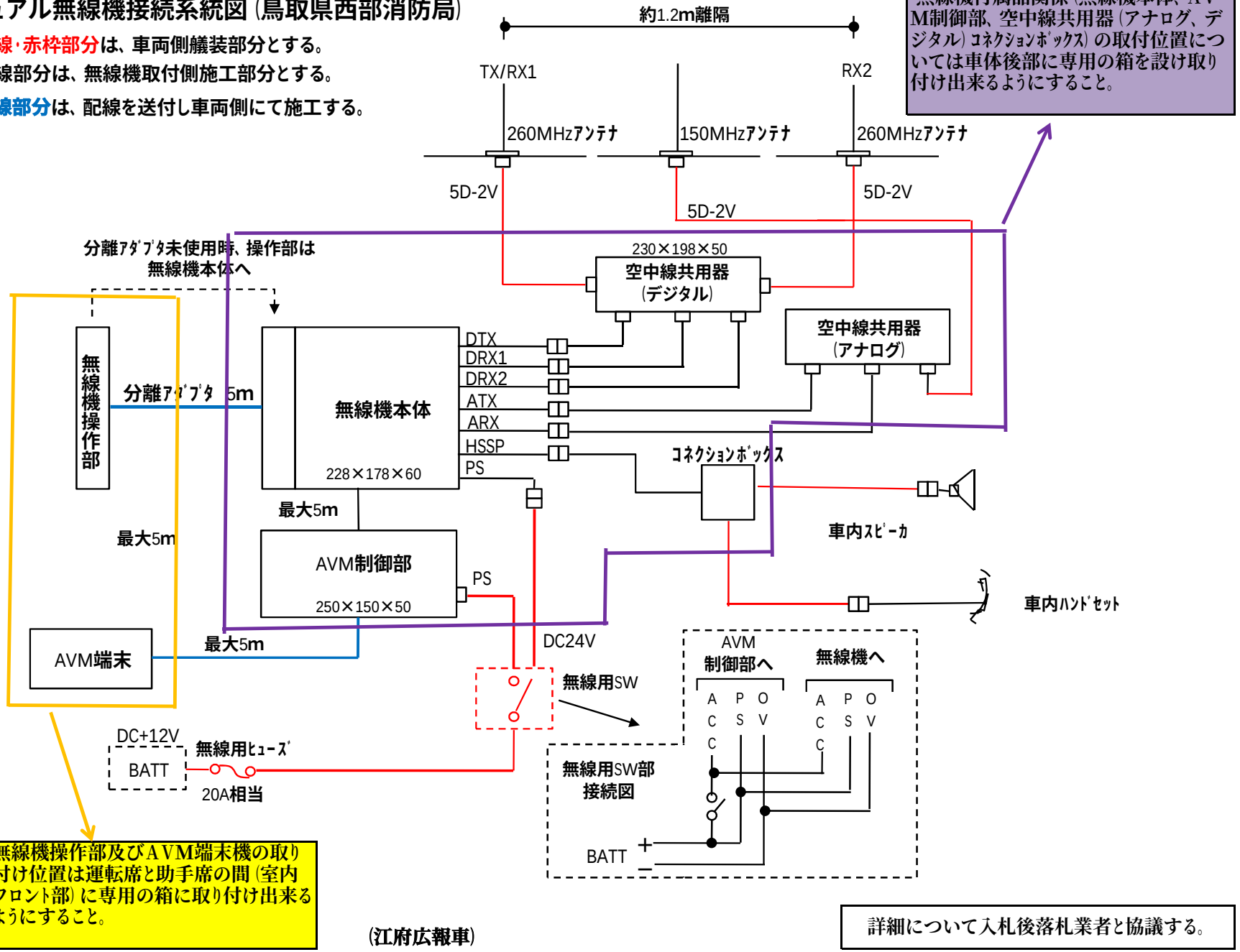

無線機操作部及びAVM端末機の取り付け位置は運転席と助手席の間（室内フロント部）に専用の箱に取り付け出来るようにすること。

（江府広報車）

詳細について入札後落札業者と協議する。

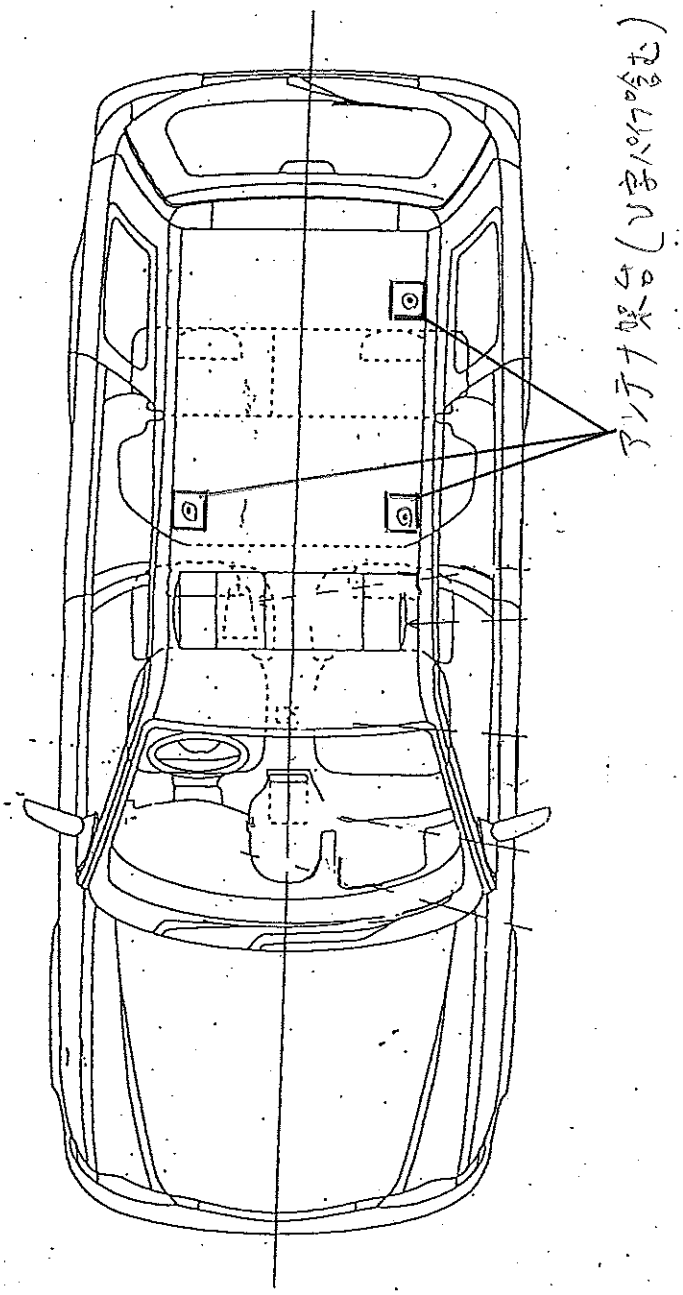
アンテナ穴4ヶ所（リヤバンパー含む）

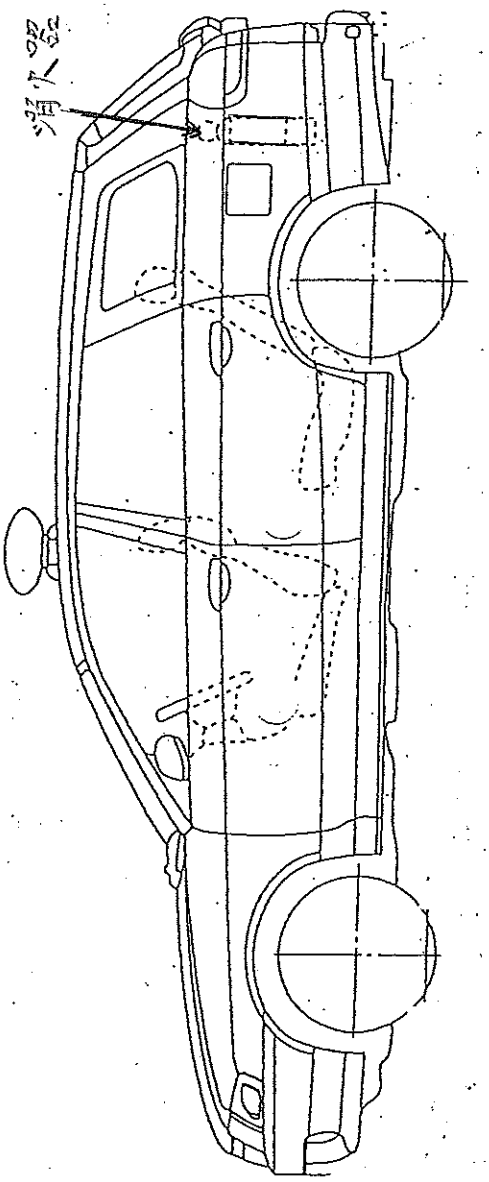
消火器

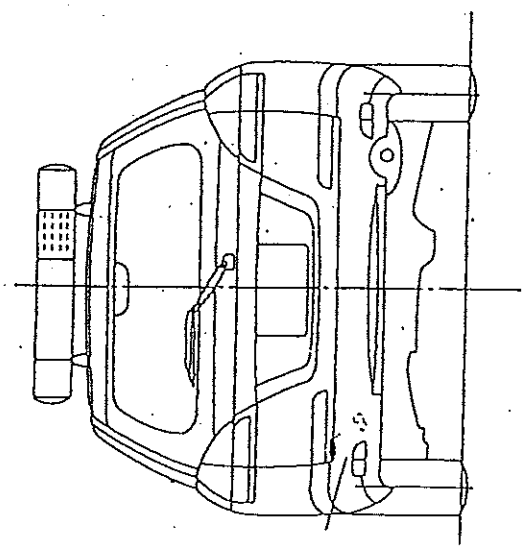

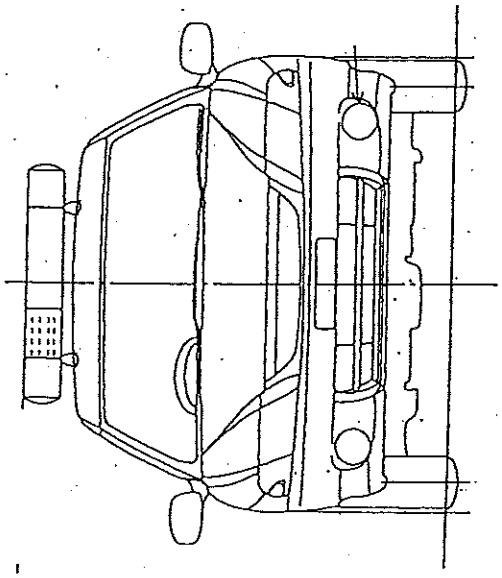

ドア文字の配置(左右)

・字体は「AR P 丸コジックE」を使用。

平成２４年６月１９日

入　　札　　書（第　回）

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　野坂康夫　様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成８年鳥取県西部広域行政管理組合規則第３号）を承知の上、次のとおり入札します。

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

受任者氏名　　㊞

件　　名	消防広報車の納入
納入場所	鳥取県西部広域行政管理組合消防局 （米子市両三柳５４５２番地）
入札金額	金　　円

注意

① 入札書は封書にし、封筒表面に「入札書」と表示し、件名、住所、商号又は名称を記入すること。

② 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

平成２４年６月１９日

委　　任　　状

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　野坂康夫　様

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

私は、次の入札に関する一切の権限を下記の者に委任いたします。

記

1　件　　名　　消防広報車の納入

2　入札日　　平成２４年６月１９日

3　受任者　　住　所

氏　名　　㊞

受任者使用印鑑

平成　　年　　月　　日

辞　　退　　届

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　野坂康夫　様

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　㊞

受 任 者 氏 名　　㊞

下記の入札物件について、第　　回目の入札を辞退します。

記

1　件　　名　　消防広報車の納入

2　入 札 日　　平成２４年6月１９日

3　辞 退 理 由

平成　　年　　月　　日

入 札 物 品 確 認 書

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　野坂康夫　様

住　　所

提出者　　商号又は名称

代 表 者 氏 名　　㊞

下記の入札物件について、次のとおり確認書を提出します。

記

1　件　　名　　消防広報車の納入

2　入　札　日　　平成２４年６月１９日

3　入 札 物 品

※ 該当する項目の□をチェックしてください。

□ 仕様書に定めるもので入札に参加

□ 仕様書に定めるもの以外の同等品で入札に参加（組合の認定が必要）
（品質等については、別添資料又は持参品のとおり）

（仕様書に定めるもの以外の同等品で入札に参加する場合の認定結果等）

認定結果は、平成24年6月6日正午までに電話又はファクシミリにより回答いたします。

なお、不適合となった場合は、平成24年6月7日正午までに同等品の再提出を行い、再認定を受けることを認めることとします。